

## 宇宙物体登録について 論点整理（たたき台）

平成 21 年 1 月 26 日  
宇宙開発戦略本部事務局

このたたき台は、宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ第 1 回会合資料 6「当面の検討課題について」において提示した「Ⅱ. 宇宙活動に関する法制の整備に係る検討事項」中、宇宙物体登録に関連する論点について具体的な検討の方向性について御議論いただくため提示するものである。

### (1) 宇宙物体の登録を行うことの法的効果について

宇宙物体の国内登録簿への登録を行うことの法的効果については、宇宙条約第 8 条において、登録当事国は、その物体及びその乗員に対し、それらが宇宙空間又は天体上にある間管轄権及び管理の権限の保持が認められると規定されている。

### (2) 登録対象となる宇宙物体の範囲の確定について

我が国は、これまで人工衛星のみを宇宙物体登録の対象としてきたところである。

宇宙物体登録条約を誠実に遵守する観点や昨今の宇宙物体登録を巡る国際動向を踏まえ、人工衛星に加え、人工衛星打上げ用ロケットの第 2 段など地球を回る軌道又は地球を回る軌道の外に打上げられた人工衛星の打ち上げ機（その構成部分を含む）も新たに登録の対象とすべきか否かを検討すべきではないか。

(注) ロケットの第 2 段などを宇宙物体登録の対象とする場合、宇宙物体登録条約において、地球を回る軌道に存在しなくなった場合の通報（第 4 条 3）、宇宙物体の識別のための援助（第 6 条）については、実行可能な最大限度において対応すべきものと規定されていることについて、我が国がロケットの第 2 段の追跡を行う能力を有していない現状にあっては、我が国としては、当面、ロケット打上げ時点の情報の登録のみを行うものとするところが現実的ではないか。

### (3) 登録を義務づける主体の確定について

宇宙物体登録条約に基づく登録簿の整備や国連事務総長への通報・情報提供等は、締約国の義務であり、宇宙活動法に基づき宇宙活動を行う非政府団体にこれらの登録・通報等を直接行うことを義務づける必要はないのではないか。ただし、この場合であっても、政府が打上げ国として宇宙物体登録条約に定める義務を履行するためには、宇宙活動法の適用を受ける者（注）に対して必要な情報を政府に提供することを義務づけることが必要となる。

（注）国内において打ち上げられた外国や国際機関が保有する人工衛星の扱いについては、当該衛星の保有者に対して宇宙活動法が適用されない場合、我が国は、当該人工衛星を登録しないものとするのが望ましい。ただし、国際約束に対するコンプライアンスの観点から、宇宙物体登録の枠組みの実効的な運用を可能な限り担保するため、当該人工衛星が他国において登録されない場合、我が国は、国連事務総長に当該人工衛星に関する情報を提供すべきではないか。

### (4) 登録に関係する義務の具体的内容、手続の確定について

- ① 宇宙活動法が適用される人工衛星を保有する者に対して、人工衛星を打ち上げた場合又は保有する人工衛星が消滅した場合（軌道上からデオービットした場合を含む）等打上げ時に提出した情報の内容に変更があった場合について所要の情報（注1）を宇宙活動法に定める期間内に(5)の行政庁に提出することを義務づけるべきである。

また、宇宙物体登録条約の成立後の人工衛星の運用形態の多様化にかんがみ、軌道上の人工衛星を譲渡した場合又は譲り受けた場合についても、宇宙活動法が適用される人工衛星を保有する者に対して所要の情報を提供することを義務づけることを検討すべきはないか。

なお、打上げ国が複数に及ぶ場合であって、人工衛星の登録国について当事者に意見等がある場合は、当該意見等に関する(5)の行政庁への情報の提供もあわせて義務付けるべきである。（注2）

- ② 国内において、外国又は国際機関の保有する人工衛星であって当該人工衛星の管理に対して宇宙活動法が適用されないものを打ち上げる宇宙活動法が適用される者に対しては、当該人工衛星に関する上記①と同様の情報及び当該人工衛星の登録国を宇宙活動法に定める期間内に(5)の行政庁に提出することを義務づけるべきではないか。（注3）
- ③ 上記(2)によりロケットの第2段等を登録の対象に含めることにした

場合は、地球を回る軌道又は地球を回る軌道の外にロケットを打ち上げた宇宙活動法が適用される者に対しては、当該ロケットに関する所要の情報（注1）の提供を宇宙活動法に定める期間内に(5)の行政庁に提出することを義務づけるべきである。

- ④ これらの情報提供に当たっては、事業者の負担軽減の観点から、国際標識番号に係る手続との一体的運用を検討すべきではないか。

（注1）提供を義務づける情報の内容については、現在、登録に当たって事業者に求めているものを基本とするべきである。

（注2）情報提供を受けて、登録国を最終的に決定するのは、政府間の問題ではある。ただし、当事者の意見等に基づき、宇宙物体登録条約に基づき、適切に登録が行われる場合、国は、当該意見等を考慮することを基本とすることが望ましいのではないか。

（注3）当該人工衛星の打上げの許認可に当たっては、当該人工衛星が適正に国際登録されない場合、我が国が当該人工衛星に係る情報を国連事務総長に通報すべき旨をあらかじめ留保することが望ましいのではないか。

#### **(5) 登録に関する事務を行う行政機関について**

登録に関する事務を行う行政機関については、関係手続が民間事業者の宇宙活動についての過度な負担とならないよう、当該事務は、一元的に取扱うべきであり、打上げに関する許認可を行う行政機関と同一であることが望ましいのではないか。

なお、事業者の負担軽減の観点から、国際標識番号に係る手続の窓口との一元化を検討すべきではないか。

以 上